

# 労働基準法

## 1. 坑内業務の就業制限（改正前：坑内労働の禁止）（平成19年4月施行）

男女雇用機会均等法との関係で労働基準法も改正され、女性の坑内労働が、妊産婦が行う坑内業務及び労働省令で定める一部の業務（作業員の業務を除き解禁された。

女性の坑内労働については、これまで、肉体的、生理的に特殊性をもつ女性にとって適当な労働とはされないとされ、改正前の労働基準法64条の2において原則として禁止されていたが、施工技術の進歩、法規制の充実等に伴い、安全衛生技術が向上していること、また、規制緩和の要望がなされていたことなどから、坑内労働の原則禁止が改められ、**女性技術者が坑内の管理、監督業務等に従事することができること**とされた。

改正前	改正後
<p><b>法 64 条の 2（坑内労働の禁止）</b> 使用者は、満 18 歳以上の女性を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のために坑内で行われる業務で厚生労働省令で定めるものに従事する者（次条第 1 項に規定する妊産婦で厚生労働省令で定めるものを除く。）については、この限りでない。</p>	<p><b>法 64 条の 2（坑内業務の就業制限）</b> 使用者は、次に掲げる女性を、当該各号で定める業務に就かせてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後 1 年を経過しない女性 →坑内で行われるすべての業務</li><li>2. 1 に掲げる女性以外の満 18 歳未満の女性 →坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるもの</li></ol>
<p><b>法 64 条の 3（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）</b></p>	<p><b>法 64 条の 3（危険有害業務の就業制限）</b></p>

「厚生労働省令で定める業務」（女性労働基準規則 1 条）

- ① 人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」）の掘削または掘採の業務
- ② 動力により行われる鉱物等の掘削または掘採の業務（遠隔操作により行うものを除く。）
- ③ 発破による鉱物等の掘削または掘採の業務には、装薬のための穿孔、装薬および結線等の業務を含むものであること
- ④ ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削または掘採の業務に付随して行われる業務（鉱物等の掘削または掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安保管理その他の技術上管理の業務並びに鉱物等の掘削または掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削または掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指揮監督者の業務を除く。）

# 労働安全衛生法

## 1. 安全管理者の資格（則5条）

改正前	改正後
<p>(則5条)</p> <p>法11条（編注：安全管理者）第1項の厚生労働省令で定める資格を有する者は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 大学または高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</li><li>2. 高等学校または中等教育学校において理科系等の正規課程を修めて卒業した者で、その後5年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</li><li>3. 労働安全コンサルタント</li><li>4. 1. 2に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</li></ol>	<p>(則5条)</p> <p>法11条（編注：安全管理者）第1項の厚生労働省令で定める資格を有する者は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>次のいずれかに該当する者で、法第10条第1項各号の業務のうち安全にかかる技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了したもの</u><ol style="list-style-type: none"><li>イ 大学または高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</li><li>ロ 高等学校または中等教育学校において理科系等の正規課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの</li></ol></li><li>2. 労働安全コンサルタント</li><li>3. 1. 2に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者</li></ol>

## 2. 労働衛生法施工令の一部改正（令16条）

改正前	改正後
<p>(令16条)</p> <p>① 黄りんマッチ</p> <p>② ベンジジンおよびその塩</p> <p>③ 4-アミノジフェニルおよびその塩</p> <p>④ <u>アモサイト</u></p> <p>⑤ <u>クロシドライト</u></p> <p>⑥ 4-ニトロジフェニルおよびその塩</p> <p>⑦ ビス（クロロメチル）エーテル</p> <p>⑧ ベータナフチルアミンおよびその塩</p> <p>⑨ <u>石綿（④及び⑤に掲げる物を除く）を含有する別紙第8の2に掲げる製品（省略）で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1%を超えるもの</u></p> <p>⑩ ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む）の5%を超えるもの</p> <p>⑪ <u>②から⑧までのものをその重量の1%を超えて含有する製剤その他のもの</u></p>	<p>(令16条)</p> <p>① 黄りんマッチ</p> <p>② ベンジジンおよびその塩</p> <p>③ 4-アミノジフェニルおよびその塩</p> <p>④ <u>石綿</u></p> <p>④ 4-ニトロジフェニルおよびその塩</p> <p>⑥ ビス（クロロメチル）エーテル</p> <p>⑦ ベータナフチルアミンおよびその塩</p> <p>⑧ <u>ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む）の、③、⑤、⑥、⑦をその重量の1%を超えて含有し、または④（石綿）をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物</u></p>

### 3. 表示・文書の交付

改正前	改正後
<p>法 57 条（表示等）</p> <p>① ベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第 1 項（編注：製造許可物質）のものを容器に入れ、又は包装して、譲渡し、または提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器入れ、かつ、包装して譲渡し、又は提供するときにあつてはその容器）に次の事項を表示しなければならない。</p> <p>ただし、その容器または包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名称</li> <li>2. 成分及びその含有量</li> <li>3. 厚生労働省令で定める物にあつては、人体に及ぼす作用</li> <li>4. 厚生労働省令で定める物にあつては貯蔵または取り扱い上の注意</li> <li>5. 1 から 4 に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項</li> </ol>	<p>法 57 条（表示等）</p> <p>① <u>爆発性の物、発火性の物、引火性の物</u>その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物もしくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第 1 項（編注：製造許可物質）のものを容器に入れ、又は包装して、譲渡し、または提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器入れ、かつ、包装して譲渡し、又は提供するときにあつてはその容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。</p> <p>ただし、その容器または包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 名称</li> <li>ロ 成分</li> <li>ハ 人体に及ぼす作用</li> <li>ニ 貯蔵または取り扱い上の注意</li> <li>ホ イからニまでに掲げるもののほか厚生労働省令で定める事項</li> </ol> </li> <li>2. <u>当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの</u></li> </ol>

<p><b>(則 34 条)</b></p> <p>法第 57 条第 1 項第 5 号の厚生労働省令で定める事項は、同項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所とする。</p>	<p><b>(則 34 条)</b></p> <p>法第 57 条第 1 項第 1 号ホの厚生労働省令で定める事項は、<u>次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>法第 57 条第 1 項の規定による表示をする者の氏名（法人にあってはその名称）、住所および電話番号</u></li> <li>2. <u>注意喚起語</u></li> <li>3. <u>安定性および反応性</u></li> </ol>
<p><b>法 57 条の 2（文書の交付等）</b></p> <p>① 労働者に健康障害を生ずる恐れのある物で政令で定めるものまたは第 56 条第 1 項の物（編注：製造許可物質）（以下「通知対象物」という。）を譲渡し、または提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項を、譲渡し、または提供する相手に通知しなければならない。</p> <p>ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、または提供する場合については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名称</li> <li>2. 成分およびその含有量</li> <li>3. 物理的および化学的物質</li> <li>4. 人体に及ぼす作用</li> <li>5. 貯蓄または取り扱い上の注意</li> <li>6. 流出その他の事故が発生した場合において構ずるべき応急の措置</li> <li>7. 1 から 6 に掲げる者のほか厚生労働省令で定める事項</li> </ol>	<p><b>法 57 条の 2（文書の交付等）</b></p> <p>① 労働者に<u>危険若しくは</u>健康障害を生ずる恐れのある物で政令で定めるものまたは第 56 条第 1 項の物（編注：製造許可物質）（以下「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項を、譲渡し、または提供する相手に通知しなければならない。</p> <p>ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、または提供する場合については、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名称</li> <li>2. 成分およびその含有量</li> <li>3. 物理的および化学的物質</li> <li>4. 人体に及ぼす作用</li> <li>5. 貯蓄または取り扱い上の注意</li> <li>6. 流出その他の事故が発生した場合において構ずるべき応急の措置</li> <li>7. 1 から 6 に掲げる者のほか厚生労働省令で定める事項</li> </ol>

<p><b>則 34 条の 2 の 4</b></p> <p>法 57 条の 2 第 1 項第 7 号の厚生労働省令で定める事項は、同項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所とする。</p>	<p><b>則 34 条の 2 の 4</b></p> <p>法 57 条の 2 第 1 項第 7 号の厚生労働省令で定める事項は<u>次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>法 57 条の 2 第 1 項の規定により通知を行うものの氏名（法人にあってはその名称）、住所および電話番号</u></li> <li>2. <u>危険性または有害性の要約</u></li> <li>3. <u>安全性および反応性</u></li> <li>4. <u>適用される法令</u></li> <li>5. <u>その他参考となる事項</u></li> </ol>
---	--

## 4. 石綿障害予防規則等の一部改正

### (1) 吹付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置

- ① 吹き付けられた石綿等がその粉塵を発散させ、及び労働者がその粉塵に暴露するおそれのある場合における当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（以下「封じ込め等」の作業という。）について石綿等の使用の有無の事前調査、作業計画の作成、作業の届出、特別教育等を行わなければならないものとした。
- ② 封じ込め等の作業（石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものに限る。）について、作業場所の隔離をしなければならないものとした。
- ③ 封じ込め等研磨等の作業（石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものを除く。）について、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止するとともに、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないものとした。
- ④ 事業者は、封じ込め等の作業の労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態にしなければならないものとするとともに、当該労働者に呼吸器保護具及び作業衣または保護衣を使用させなければならないものとした

## **(2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置**

事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた石綿等が、損傷、劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者に呼吸用保護具、及び保護衣または作業衣を使用させなければならないものとした。

## **(3) 石場、器具、工具等の持出し禁止**

事業所は、石綿等を取り扱う作業に使用した足場、器具、工具等について、付着したものを除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとした。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとする。

## **(4) 記録の保存期間の延長**

作業の記録および健康診断の結果の記録について、当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとするとともに、作業環境測定の結果およびその評価の記録についても40年間保存とするものとされた。

# 労働者災害補償保険法

## 1. 自動変更対象額

変更前	変更後
4,080 円	4,100 円

## 2. 年齢階層別最低最高限度額

年齢階層区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,299円	13,467円
20歳以上25歳未満	4,847円	13,467円
25歳以上30歳未満	5,744円	13,467円
30歳以上35歳未満	6,478円	16,245円
35歳以上40歳未満	7,062円	20,084円
40歳以上45歳未満	7,223円	22,591円
45歳以上50歳未満	6,973円	23,941円
50歳以上55歳未満	6,479円	24,164円
55歳以上60歳未満	5,843円	23,928円
60歳以上65歳未満	4,539円	21,164円
65歳以上70歳未満	4,100円	14,608円
70歳以上	4,100円	13,467円

## 3. その他

### (1) 温泉保養の廃止

温泉保養については、労働者災害補償保険法第29条に基づく労働福祉事業の一環として、重度の障害を残した被災労働者に対して、円滑な社会復帰を促進することを目的に実施してきたところであるが、労働福祉事業費を含めた国の特別会計の見直しにかかる政府全体の取組みを踏まえ、平成18年度限りで廃止することされた。

## **(2) 労働福祉事業に要する費用に充てるべき額の限度**

労働福祉事業に充てる費用については、当該費用と事務の執行に要する費用を合わせて、保険料収入等の $120$ 分の $20$ （改正前は $122$ 分の $22$ ）に一定の雑収入の額の範囲内としなければならないとされた。（則 43 条）。

# 雇 用 保 険 法

## 1. 自動変更対象額の変更 (平成 18 年 7 月 4 日 厚生労働省令 312 号)

平成 18 年 8 月 1 日より次のように変更された。

### (1) 賃金日額及び賃金日額に乗じる率

	2,080 円以上 4,100 円未満	4,100 円以上 11,870 円未満	11,870 円超
60 歳未満	80%	80%～50%	50%
60 歳以上 65 歳未満	80%	80%～45%	45%

### (2) 賃金日額の上限額

離職日における年齢区分	変更前	変更後
30 歳未満	12,740 円	12,790 円
30 歳以上 45 歳未満	14,150 円	14,200 円
45 歳以上 60 歳未満	15,560 円	15,620 円
60 歳以上 65 歳未満	15,070 円	15,130 円

### (3) 賃金日額の下限額

変更前	変更後
2,070 円	2,080 円

## 2. 基本手当の減額の算定に係る控除額

(平成 18 年 7 月 4 日 厚生労働省令 313 号)

平成 18 年 8 月 1 日より次のように変更された。

変更前	変更後
1,342 円	1,347 円

### 3. 高年齢雇用継続給付の算定に係る支給額限度の変更

(平成 18 年 7 月 4 日 厚生労働省令 314 号)

平成 18 年 8 月 1 日より次のように変更された。

変更前	変更後
339,484 円	340,733 円

### 4. 育児休業基本給付金及び介護休業給付金の上限

平成 18 年 8 月 1 日より次のように引き上げられた。

	変更前	変更後
育児休業 基本給付金	127,350 円 (14,150 円×30/100×30)	127,800 円 (14,200 円×30/100×30)
介護休業給付金	169,800 円 (14,150 円×30/100×30)	170,400 円 (14,200 円×30/100×30)

### 5. 受給要件の緩和の対象となる厚生労働省令で定める理由の追加

法 13 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める理由則 18 条 (則 18 条)

<下線部分追加>

法 13 条第 1 項第 2 号の厚生労働省令で定める理由は次のとおりとする。

1. 事業所の休業
2. 出産
3. 事業主の命による外国における勤務
4. 国と民間企業との人事交流に関する法律第 2 号第 4 号第 2 号に該当する交流採用
5. 前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて、管轄公共職業安定所の長がやむを得ないと認めるもの

### 雇用継続交流採用職員に関する届出則 12 条の 3

(雇用継続交流採用職員に関する届出)

<新設条文>

事業主は、その雇用する被保険者が国と民間企業との間の人事交流に関する法律第 21 条第 1 項に規定する雇用継続交流採用職員（以下雇用継続交流採用職員という。）でなくなった時には、当該事実のあった日の翌日から起算して 10 日以内に雇用継続交流採用終了届に雇用継続交流採用職員でなくなったことの実事及び雇用継続交流採用職員であった期間を証明することができる書類を添えて、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

## 徴 収 法

### 1. 石綿健康被害救済のための一般拠出金の申告・納付

#### (1) 対象

労災保険適用事業場の事業主

#### (2) 納付方法（納付時期）

確定保険料の申告に併せて、申告納付

#### (3) 料率

業種問わず、一律 1,000 分の 0.05

#### (4) 算定方法

$$\text{一般拠出金額} = \frac{\text{平成 18 年度に支払った賃金総額（千円未満切り捨て）}}{\text{}} \times \text{一般拠出金率（0.05/1000）}$$

#### (5) 有期事業

平成 19 年 4 月 1 日以降新たに開始した事業の分を確定保険料の申告の際に申告・納付する。

#### (6) 年度途中で保険関係が消滅した場合

年度の途中において事業廃止等により保険関係が消滅した場合には、労働保険料の確定精算と併せて、事業廃止時点までの間に労働者に支払った賃金総額をもとに一般拠出金を納付する。なお、労働保険料の確定精算により還付金が発生している場合、一般拠出金への充当より、一般拠出金の納付を行うこともできる。

#### 一般拠出金の額（法 38 条）

- ① 事業主は、保険年度ごとにつき掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、その保険年度の初日（保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険年度が消滅した日。第 3 項においても同じ。）から 50 日以内に提出しなければならない。

- ② 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日から 50 日以内に提出しなければならない。
- ③ 事業主は、第二項の第一項一般拠出金を、確定保険料の申告書に沿って、有期事業以外の事業にあつてはその保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から 50 日以内に納付しなければならない。
- ④ 労働保険事務組合は、事業主の委託を受けて、第一項一般拠出金の納付その他第一項一般拠出金に関する事項（以下「第一項一般拠出金事務」という。）を処理することができる。

## 2. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

### (1) 労働保険料の充当（則 37 条）

改正前	改正後
<p>則 37 条（保険料の充当）</p> <p>① 前条第 2 項の請求（編注：労働保険料の返還金請求）がない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は前条第 1 項の超過額又は法第 20 条第 3 項の差額を次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料その他法の規定による徴収金に充当するものとする。</p>	<p>則 37 条（保険料の充当）</p> <p>① 前条第 2 項の請求（編注：労働保険料の返還金請求）がない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は前条第 1 項の超過額又は法第 20 条第 3 項の差額を次の保険年度の概算保険料<u>若しくは未納の労働保険料</u>その他法の規定による徴収金<u>又は未納の一般拠出金（石綿による健康被害の救済に関する法律第 35 条第 1 項の規定により労災保険適用事業主（同項の労災保険適用事業主をいう。）から徴収する一般拠出金をいう。以下同じ。）その他同法第 38 条第 1 項の規定により準用する法の規定による徴収金</u>に充当するものとする。</p>

<p>② 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、前項の規定により、次の保険年度の概算保険料又は未納の労働保険料その他法の規定による徴収金に充当したときは、その旨を事業主に通知しなければならない。</p>	<p>② 所轄都道府県労働局歳入徴収官は、前項の規定により、次の保険年度の概算保険料<u>若しくは未納の労働保険料その他法の規定による徴収金又は未納の一般拠出金その他石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項の規定により準用する法の規定による徴収金</u>に充当したときは、その旨を事業主に通知しなければならない。</p>
--	---

## (2) 労働保険事務組合関係 (法 60 条、法 64 条)

改正前	改正後
労働保険事務処理委託届	労働保険事務 <u>等</u> 処理委託届
労働保険事務処理委託解除届	労働保険事務 <u>等</u> 処理委託解除届
労働保険事務処理委託事業主名簿	労働保険事務 <u>等</u> 処理委託事業主名簿

## 3. 労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部改正

(平成 19.4.1 政令 148 号)

### 【1】第 1 項一般拠出金に係る報奨金の交付要件 (第 1 条第 2 項関係)

石綿による健康被害の救済に関する法律の規定により労働保険事務組合が事業主の委託を受けてする第 1 項一般拠出金の納付の状況が次のいずれにも該当するときは、当該労働保険事務組合に対して第 1 項一般拠出金の納付の状況が次のいずれにも該当するときは、当該労働保険事務組合に対して第 1 項一般拠出金に係る報奨金を交付することとした。

- (1) 5 月 20 において、その年度の第 1 項一般拠出金 (当該第 1 項一般拠出金に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「その年度の第 1 項一般拠出金等」という。) であって、次に掲げる事業の事業主の委託にかかるものにつき、申告した第 1 項一般拠出金の額 (政府が第 1 項一般拠出金の額を決定した場合には、その決定した額。以下「第 1 項一般拠出金の確定額」という。) の合計額の 100 分の 95 以上の額が納付されていること

- ① 前年度に常時15人以下の労働者を使用する事業
  - ② 前年度に常時16人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前の3年度のうちいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用するもの
- (2) その年度の第1項一般拠出金等について、滞納処分を受けたことがないこと
- (3) 偽りその他不正の行為により、その年度の第1項一般拠出金等の追徴を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。

## 【2】第1項一般拠出金等に係る報奨金の額（第2条第2項関係）

第1項一般拠出金に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、第1項一般拠出金の納付の委託を受けた事業に関し次に定めるところにより算定した額の範囲内とすることとした。

### (1) 【1】の(1)の①に掲げる事業

当該年度の事業主の委託を受けて納付したその額が第1項一般拠出金の額（その額が第1項一般拠出金の確定額を超えるときは、当該第1項一般拠出金の確定額。(2)について同じ。）に100分の3.5を乗じて得た額

### (2) 【1】の(1)の②に掲げる事業（その年度の第1項一般拠出金等について、督促を受けたことがないものに限る。）

当該事業の事業主の委託を受けて納付した【1】の(1)の②の常時15人以下の労働者を使用する事業に該当した年度の翌年度の第1項一般拠出金の額を基礎として(1)の例により算定した額

# 健康保険法

## 1. 標準報酬関係

### (1) 標準報酬月額等級（法 40 条 1 項）

従来の標準月額の最高等級及び最高等級及び最低等級についてその上下の等級に比べて多くの被保険者が該当していること等を踏まえ、上下にそれぞれ 4 等級追加し、下限を 58,000 円、上限を 1,210,000 円の全 47 等級とした。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 1 級	58,000 円	63,000 円未満
第 2 級	68,000 円	63,000 円以上 73,000 円未満
第 3 級	78,000 円	73,000 円以上 83,000 円未満
第 4 級	88,000 円	83,000 円以上 93,000 円未満
第 5 級	98,000 円	93,000 円以上 101,000 円未満
第 6 級	104,000 円	101,000 円以上 107,000 円未満
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
第 42 級	930,000 円	905,000 円以上 955,000 円未満
第 43 級	980,000 円	955,000 円以上 1,005,000 円未満
第 44 級	1,030,000 円	1,005,000 円以上 1,055,000 円未満
第 45 級	1,090,000 円	1,055,000 円以上 1,115,000 円未満
第 46 級	1,150,000 円	1,115,000 円以上 1,175,000 円未満
第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円以上

また、2 等級以上の差が生じなくても随時改定を行う際の随時改定を行う際の報酬月額が、第 1 級の場合「95,000 円未満」から「53,000 円未満」、第 47 級の場合、「1,000,500 円以上」から「1,245,000 円以上」に変更された。(平 19.3.8 庁保発第 0308001 号)

標準報酬月額等級	報酬月額
第 1 級	53,000 円未満
	53,000 円以上 63,000 円未満
第 2 級	63,000 円以上 73,000 円未満
第 46 級	1,115,000 円以上 1,175,000 円未満
第 47 級	1,175,000 円以上 1,245,000 円未満
	1,245,000 円以上

実質的に 2 等級の変動に該当するものとして、例外的に随時改定を行う。

## (2) 標準報酬月額等級の上限改定

標準報酬月額等級の上限改定が行われる場合の基準が改定された。

改正前	改正後
標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が、 <u>100 分の 3</u> を超える場合	標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が、 <u>100 分の 1.5</u> を超える場合

### 標準報酬月額 (法 40 条 2 項)

毎年 3 月 31 日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が 100 分の 1.5 を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の 9 月 1 日から、政令で、当該最高等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の 3 月 31 日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が、100 分の 1 を下回ってはならない。

## (3) 報酬支払基礎日数の見直し

提示決定、随時決定及び育児終了時改定の際の、算定基礎日数が 20 日から「17 日」に変更された。

#### (4) 標準賞与額の上限の変更

保険料の賦課対象となる標準賞与額の上限について、負担の公平性の観点から、これまでの1回につき200万円を改め、「年度の賞与の累計額が540万円」に変更した。

## 2. 任意継続被保険者の傷病手当金及び出産手当金の廃止・特例退

### 職被保険者の資格喪失の見直し

- ① 傷病または産休中労務に服せない期間の所得保障という本来の趣旨を踏まえて、傷病手当金及び出産手当金の支給対象から任意継続被保険者（特例退職被保険者も同じ）を除くこととした。
- ② 特定健康保険組合制度における特例退職被保険者については、強制加入が原則の被用者保険制度において特例的に本人の選択による任意加入が認められることを踏まえ、保険料の滞納があった場合、任意継続被保険者同様、特例退職被保険者の資格を喪失させることとした。（法附則3条6項）

#### 傷病手当金（法99条）

被保険者（任意継続被保険者を除く。第102条（編注：出産手当金）において同じ。）が療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間・・・（以下省略）

## 3. 健康保険組合関係

### (1) 指定健康保険組合（平成19年4月1日施行）

指定健康保険組合の要件を「経常収支が赤字時かつ積立金の少ない状態が継続する等の財政急迫又は小規模」から「経常収支が赤字かつ積立金の少ない状態にいたった等の財政急迫」に改めることとした。（令29条）

また指定の要件中で、準備金その他厚生労働大臣が定める財産の額が、指定すべき年度の直前の3ヵ年度において行った保険給付に要した費用の額の1年度あたりの平均額の12分の3に相当する額を下回ったものと改正された。

## **(2) 地域型健康保険組合の創設**

同一都道府県の区域内にある指定健康保険組合等を含む合併後の健康保険組合は、地域型健康保険組合として、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5ヵ年度に限り、厚生労働大臣の認可を受け、不均一の一般保険料率を設定することができるものとした。

## **4. 保険医療機関等の指定等に関する事項**

### **(1) 保健医療期間又は保険薬局の指定取消等の要件**

保険医療機関又は保険薬局の指定の取消等の要件に、開設者または管理者が、健康保険法その他国民の保健医療に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき等を追加することとした。(法 65 条 3 項、80 条)

### **(2) 保険医または保健薬剤師の登録の取消等の要件**

保険医又は保健薬剤師の登録の取消等の要件に、保険医又は保険薬剤師が健康保険法その他国民の保健医療に関する法律の規定により罰金の刑に処せられたときまたは禁錮以上の刑に処せられたとき等を追加することとした。(法 71 条 2 項、81 条)

### **(3) 中央社会保険医療協議会への諮問 (法 82 条)**

厚生労働大臣は、(イ) 保険医療機関または保険薬局の責務、(ロ) 保険医又は保険薬剤師の責務、(ハ) 入院時食事療養に係る食事療養の費用の算定に関する基準、(ニ) 入院時生活療養費に係る生活療養の費用の算定に関する基準、(ホ) 評価療養若しくは選定療養、(ヘ) 療養の給付に係る療養の費用の額を定め、をしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

ただし、評価療養の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りではない。

### **(4) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律による健康保険法の改正**

従来、指定の申請に際し、診療所については、療養病床を有する場合だけ病床の種別ごとにその数を定めて行うこととされていたが、これを「病床を有する診療所」に改めることとした。(法 65 条、法 68 条 2 項)

## 5. 保険給付関係

	被保険者に関する保険給付	被扶養者に関する保険給付
疾病・負傷	療養の給付	家族療養費
	入院時食事療養費	
	入院時生活療養費	
	保険外併用療養費	
	療養費	
	訪問看護療養費	家族訪問看護療養費
	移送費	移送費
	高額療養費	高額療養費
	傷病手当金	—
死亡	埋葬料（埋葬費）	家族埋葬料
出産	出産育児一時金	家族出産育児一時金
	出産手当金	—

## 6. 療養の給付の範囲

### 法 63 条

① 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができるものを除く。）の疾病または負傷に関しては、次の掲げる療養の給付を行う。

1. 診察
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療
4. 居宅における療養の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
5. 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 　ただし、次に掲げる療養に掲げる給付は、療養の給付に含まれない。

食事療養	<p>食事の提供である療養であって5に掲げる療養と併せて行うもの（療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、70歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（特定長期入院被保険者）に係るものを除く。</p>
------	---

生活療養	次に掲げる療養であって5に掲げる療養と併せて行うもの特定長期入院被保険者にかかるものに限る。 ・ 食事の提供である療養 ・ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養
評価療養	厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、療養の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適切な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが、必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの
選定療養	被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養

## 7. 一部負担金の割合の変更等

- ① 世代間の負担の公平化等の観点から、一定以上の報酬（原則標準報酬月額が28万円以上である場合）を有する70歳以上の者について、療養の給付にかかる一部負担を3割とすることとした。70歳以上の被扶養者の自己負担についても、同様の取り扱いとすることとした。
- ② 国民健康保険等との均衡の観点から、災害等の際の一部負担金の減免等ができることとした。（法75条の2第1項）
- ③ 診療報酬の審査・支払（法76条5項）  
保険者は、保険医療機関または保険薬局からの療養の給付に関する費用の請求があったときは、審査の上、支払うものとされているが、保険者は、この審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる。

## 8. 一部負担金割合100分の10となる者に係る年収基準の見直し

今回、基準収入が次のように改正された。

改正前	改正後
621万円 (被扶養者がいない場合は、484万円)	520万円 (被扶養者がいない場合は、383万円)

## 9. 入院時食事療養費

- ① 「特定長期入院被保険者」が、食事の提供等を受けた場合は、入院時生活療養費が支給されるため、入院時食事療養費の支給対象者から除かれた。(法 85 条 1 項)
- ② 入院時食事療養費に係る「標準負担額」は、「食事療養標準負担額」に改称された。(法 85 条 2 項・3 項)

## 10. 入院時生活療養費 (法 85 条の 2)

### <概要>

介護保険との均衡との観点から、療養病床入院する 70 歳以上の被保険者の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養）に要した費用について入院時生活療養費を支給することとされた。

生活療養標準負担額（平 18.9.8 厚生労働省告示 486 号）

入院時生活療養費の受給者		生活療養標準負担額	
		1 食あたりの食費	1 日あたりの居住費
一般	入院時生活療養費（Ⅰ）を算定する保険医療機関に入院しているもの	460 円	320 円
	入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する保険医療機関に入院しているもの	420 円	320 円
低所得者	低所得者Ⅱ	210 円	320 円
	低所得者Ⅰ（年収 80 万円以下等）	130 円	320 円

※ 入院時生活療養費（Ⅰ）は、食事の提供が、保険医療機関において管理栄養士または栄養士によって行われる場合が該当する。

## 11. 保険外併用療養費、療養費及び家族療養費

- ① 従来の「特定療養費」は、「保険外併用療養費」に改められ、支給対象となる療養は、保険導入を前提とした「評価療養」と、保険導入を前提としない「選定療養」に再編された。また、特定承認保険医療機関制度は廃止された。(法 86 条)

- ② 療養費において、「入院時生活療養費」及び「保険外併用療養費」を行うことが困難であるときは、療養費を支給することができることとされた。
- ③ 家族療養費において、「入院時生活療養費」及び「保険外併用療養費」に相当する給付を行うこととされた。(法 110 条)

## 12. 傷病手当金 (法 99 条)

### (1) 傷病手当金及び出産手当金の支給率

総報酬制の導入により、賞与についても月収と同率の料率が賦課されていること等を踏まえ、傷病手当金及び出産手当金の額が賞与を反映した額である標準報酬日額の 3分の2 相当する額に引き上げられた。

### (2) 任意継続被保険者等

傷病手当金及び出産手当金の支給対象から任意継続被保険者を除くこととした。

## 13. 埋葬料 (法 100 条)

埋葬料の金額が、定額の「5 万円」になった。

## 14. 出産手当金 (法 102 条)

傷病手当金と同様に、支給対象者から任意継続被保険者が除かれた。また、支給額 (1 日) も、標準報酬日額の 3 分の 2 に相当する金額に引き上げられた。

## 15. 出産育児一時金 (法 101 条)

出産育児一時金の額が 1 児につき「35 万円」に引き上げられた。

出産育児一時金等の医療機関等による受理代理制度の創設

## (1) 対象者

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者であって、出産育児一時金等の支給を受ける見込みがあり、かつ、出産予定日まで1ヵ月以内の者または出産予定日まで1ヵ月以内の被扶養者を有する者とする。

## (2) 申請手続き

出産育児一時金請求書（事前申請用）に母子手帳その他出産予定日を証明する書類を提示するか又はその写しを添付すること

## 16. 高額療養費（法115条、令41条、42条）

### (1) 支給対象の改正

- ① 生活療養標準負担額等は、高額療養費の支給対象外とされた。また、保険外併用療養費に係る一部負担相当額は、高額療養費の対象外とされた。（法115条1項）
- ② 低所得者以外の高額療養算定基準が引き上げられた。また、70未満の上位所得者の標準報酬月額は、「53万円以上」に引き下げられた。（令42条）
- ③ 特定疾病のうち人工透析者であって、70歳未満の上位所得者の高額療養費算定基準は、「20,000円」に引き上げられた。
- ④ 70歳未満の入院療養費に係る高額療養費に現物給付の仕組みが設けられた（令43条）

### (2) 高額療養費算定基準額等の改正

#### 70歳未満の者の高額療養費算定基準額

所得区分	自己負担限度額	
	3ヶ月目まで	多数回該当
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	$150,000 \text{円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{円}) \times 1\%$	83,400円
一般所得者	$80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$	44,000円
低所得者 (市町村民税非課税者等)	35,400円	24,600円

## 70歳以上の者の高額療養費算定基準額

所得区分	自己負担限度額	
	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院含む)
現役並み所得者 (標準報酬月額 28 万円以上)	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %
一般所得者	12,000 円	44,400 円
低所得者 (市町村民税非課税者等)	8,000 円	24,600 円
低所得者 (一定の所得がない者)	8,000 円	15,000 円

### 17. 資格喪失後の出産育児一時金の給付 (法 106 条)

資格喪失後の出産に関する保険給付から出産手当金が除かれて、「出産育児一時金」のみとなった。

### 18. 日雇特例被保険者関係

#### (1) 標準賃金日額等級表

日雇特例特例被保険者の標準賃金日額の等級区分が、従来の 13 等級から 11 等級に改正されたことに伴い、日雇特例被保険者に関する保険料額の等級区分も改正された。具体的には、従来の第 1 級及び第 2 級の保険料額が削除され、第 3 級～第 13 級の保険料額が、改正後の第 1 級～第 11 級の保険料とされた (法 169 条 1 項、令 54 条 2 項、平成 19.2.27 社会保険庁告示 7 号)

#### (2) 保険給付関係 (法 135 条～138 条)

傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料及び家族埋葬料の支給額が変更された。

	支給額等
傷病手当金	支給額 (1 日分) : 保険料納付要件に係る標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの <u>45 分の 1</u> 相当額

<b>出産手当金</b>	支給額（1日分）：保険料納付要件に係る標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの <u>45分の1</u> 相当額
<b>出産育児一時金</b>	一般被保険者同様に <u>35万円</u>
<b>家族出産育児一時金</b>	一般被保険者同様に <u>35万円</u>
<b>埋葬料</b>	5万円
<b>埋葬費</b>	一般被保険者同様に <u>5万円</u> の範囲内の実費
<b>家族埋葬料</b>	<u>5万円</u>

# 国民年金法

## 1. 共済組合等に行わせる事務

年金財政を長期的に安定させ将来にわたって安定的に年金を支給すること、事務の効率化を図ること等を目的として、平成 19 年 4 月から、全国市町村職員共済組合連合会に市町村職員共済組合および都市職員共済組合の長期給付事業（年金業務）を集約し、一元的に処理することとされた。

### 管掌（法 3 条）

① （略）

④ 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合（以下「共済組合」という。）、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）に行わせることができる。

③ （略）

### 令第 1 条

国民年金法（以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定により、次に掲げる事務は、同項に規定する共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会）を組織する共済組合にあっては、それぞれ当該連合会または、日本私立学校振興・共済事業団に行わせる。（以下略）

※「被用者年金保険者」とは、厚生年金保険の管掌者たる政府または年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団）をいう。全国市町村職員共済組合連合会は、被用者年金被保険者には該当しない。

## 2. 多段階免除制度の導入に伴う改正

平成 16 年の改正により、国民年金の保険料は、段階的に引き上げられることとされたが、被保険者の負担能力に応じた設定を行い、被保険者が納付しやすい環境整備を図る費用があるという観点から、平成 18 年 7 月から全額免除、半額免除に加え、4 分の 3 免除、4 分の 1 免除を加えた。

## 3. 受給権者の申し出による支給停止（平成 19 年 4 月 1 日施行）

### （1）受給権者の申し出による支給停止（法 20 条 2）

① 年金給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除く。）は、その受給権者の申し出により、その全額の支給を停止する。

ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

② 前記①ただし書きのその額の一部につき支給を停止されている年金給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前記①本文の年金給付の全額の支給を停止する。

③ 前記①の申し出は、いつでも、将来に向かって撤回することができる。

③ 前記①又は②の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。

④ 前記①の規定による支給停止の方法でその他①から④の適用に関し必要な事項は政令で定める。

### （2）遺族厚生年金の支給停止（平成 19 年 4 月 1 日施行 法 63 条の 3）

「受給権者の申し出による支給停止」の規定により、子に対する遺族基礎年金の支給停止の改正が行われている。

### （3）遺族基礎年金の支給停止（法 41 条）

子に対する遺族基礎年金は、妻が基礎年金の受給権を有するとき（妻に対する遺族基礎年金が第 20 条の第 2 第 1 項若しくは第 2 項（編注：受給権者の申し出による支給停止）又は次条第 1 項（所在地不明の場合は支給停止）の規定によりその支給を停止されているときを除く。）、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

## 4. 受給権者に係る主な届出

これまでは、年金の受給権は1年に1回現況届を提出する必要があったが、これは生存に関する事実を確認し、受給を継続するためのものでしかなかった。

今回の改正により、社会保険庁長官が支払期月（年6回）の前月において、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うこととした。

### 支払の一時差止め（則第69条）

改正前	改正後
年金給付について、法第73条の規定によって支払いの一時差し止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなく、 <u>毎年指定日までに提出すべき国民年金受給権者現況届及びこれに添えるべき書類</u> を提出しないときとする。	年金給付について、法第73条の規定によって支払いの一時差止めをする場合は、受給権者が正当な理由がなく、第18条第3項に規定する書類、第18条の2第1項に規定する届書、第36条の3第1項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第36条の4の書類等、第36条の5若しくは第51条の3項に規定する書類、第51条の2第1項に規定する届書、第51条の3第1項に規定する届書もしくはこれに添えるべき書類等、第51条の4の書類等、第51条の5若しくは第60条の6第3項に規定する書類又は第60条の6の2第1項に規定する届書を提出しないときとする。

## 5. その他

### (1) 年金額等の改定

平成19年度における国民年金法27条に規定する改定率は、昨年度と同じ「0.997」とされた。したがって、年金等の額も昨年度と同じである。したがって、年金等の額も昨年度と同じである（平19.3.30政令100号）。

## (2) 平成 19 年度における保険料改定料

平成 19 年度における国民年金法 87 条 3 項の保険料改定率が、「0.997」とされた。したがって、平成 19 年度における国民年金の保険料は、「14,100 円」となった（平 19.3.30 政令 100 号）。

## (3) 平成 19 年度における脱退一時金の額

平成 19 年における国民年金の脱退一時金の額は次のとおりとされた。

対象月	金額
6 月以上 12 月未満	42,300 円
12 月以上 18 月未満	84,600 円
18 月以上 24 月未満	126,900 円
24 月以上 30 月未満	169,200 円
30 月以上 36 月未満	211,500 円
36 月以上	253,800 円

## (4) 平成 19 年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率

(令 10 条 1 項、平 19.3.30 政令 100 号)

平成 9 年度	0.293
平成 10 年度	0.226
平成 11 年度	0.179
平成 12 年度	0.133
平成 13 年度	0.090
平成 14 年度	0.048
平成 15 年度	0.032
平成 16 年度	0.018

## (5) 経過措置による国庫負担割合の変更

国庫負担割合の引上げに関しては、別に法律で定める年度（「特定年度」）の前年度までの間における国庫負担は、基礎年金の給付に要する費用の 3 分の 1 に、さらに一定割合を加えた率を負担することとさせていたが、その割合が引き上げられた。

改正前	改正後
<p><b>法附則（平 16） 13 条</b></p> <p>⑥ 平成 18 年度から特定年度の前年度までに各年度においては、基礎年金の給付に要する費用に、3 分の 1 に 1000 分の 25 を加えた率を乗じて得た額」を負担する。</p>	<p><b>法附則（平 16） 13 条</b></p> <p>⑥ 平成 18 年度においては、基礎年金の給付に要する費用に 3 分の 1 に 1000 分の 25 を加えた率を乗じて得た額」を負担する。</p> <p>⑦ 平成 19 年度から特定年度の前年度までに各年度に要する費用に、3 分の 1 に 1000 分の 32 を加えた率を乗じて得た額」を負担する。</p>

# 厚生年金保険法

## 1. 報酬支払基礎日数の見直し

定時決定、随時決定、育児休業等終了時改定の際の報酬支払基礎日数を「20日」から「**17日**」とされた（法 21 条 1 項、法 23 条、法 23 条の 2）

## 2. 届出（法 27 条）

70 歳以上の使用される者についても、60 歳台後半の在職老齢年金制度の対象としたことに伴い、事業主は、一定の事項について届出しなければならないこととされた。

<新設条文> 70 歳以上の使用される者の該当の届出（則 15 条の 2）

法 27 条の規定による 70 歳以上の使用される者の要件に該当するに至った日の届出は、当該事実があった日から 5 日以内（船舶に使用される 70 歳以上の使用される者（以下「船員たる 70 歳以上の使用される者」という。）に係る届出にあっては、10 日以内。）に、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を社会保険事務所等に提出することによって行うものとする。

## 3. 通知

離婚等をした場合における特例（離婚時の年金分割）が導入されたが、この制度による標準報酬の改定又は決定については、法 29 条の規定による通知の対象から除くことされた。

なお、社会保険長官は、離婚等をした場合における特例により、標準報酬の改定又は決定を行ったときは、法 78 条の 8 により、その旨を当事者に通知しなければならないこととした。

#### 4. 老齢厚生年金の支給繰り下げ（法 44 条の 3 平成 19 年 4 月施行）

- (1) 老齢厚生年金の受給権を有する者で、66 歳に達する前に老齢厚生年金の最低請求をしていないこと。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、老齢厚生年金の支給の繰り下げを申し出ることはできない。
  - ① 65 歳に達したときに、老齢基礎年金、付加年金、障害基礎年金又は退職共済年金を除くほかの年金給付の受給権者であったとき
  - ② 65 歳に達してから 66 歳に達するまでの間に、老齢基礎年金、付加年金、障害基礎年金又は退職共済年金を除く他の年金給付の受給権者となったとき
- (3) 66 歳に達した日以後に、老齢基礎年金、付加年金、障害基礎年金又は退職共済年金を除くほかの年金給付の受給権者となった者が他の年金給付の受給権者となった日以後に、老齢厚生年金の支給の繰り下げの申出があったものとみなす。
- (4) 繰り下げ支給の老齢厚生年金の額は、繰り下げ支給の申出をしなかった場合の老齢厚生年金の額に、繰り下げによる増額分を加算した額となるが、この繰り下げによる増額分は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎として計算した額と在職老齢年金により支給調整された後の額を勘案して、政令で定める額となる。

$$\text{繰り上げ加算額} = (\text{繰り上げ対象額} + \text{経過的加算額}) \times \text{増額率}$$

$$\cdot \text{増額率} = (7 / 1,000) \times \text{繰り上げ月数 (60 月を上限)}$$

……老齢基礎年金の増額率と同じ

$$\cdot \text{繰り上げ対象額} = \text{受給権発生時の老齢厚生年金の額} \times \text{各受給権者に係る平均支給率}$$

$$\cdot \text{各受給権者に係る平均支給率}$$

= 受給権取得月の翌月から繰り下げの申出日の属する月までの各月の支給率を計算し、それを平均したもの

$$\cdot \text{支給率} = 1 - \frac{\text{各受給権者の在職老齢年金による支給停止額}}{\text{受給権発生時点での老齢厚生年金の額}}$$

## 5. 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整の導入

(法46条関係 平成19年4月1日施行)

老齢厚生年金の受給権者が70歳以上の使用される者（前月以前の月に属する日から引き続き当該適用事業所において法27条の厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）である日もしくはこれに相当するものとして厚生労働省令で定める日が属する月において、60歳台後半の在職老齢年金制度と同様の仕組みで、老齢厚生年金の支給停止が行われることとされた。

※ この在職老齢年金による調整は、施行日（平成19年4月1日）において70歳以上の者（昭和12年4月1日以前生まれ）には適用されない。

## 6. 遺族年金制度の見直し（平成19年4月1日施行）

### (1) 遺族年金制度の額（法60条関係）

遺族厚生年金の額は、次の①または②の区分に応じ、それぞれ定める額とする。

ただし、遺族厚生年金の受給権者が同一の支給事由に基づく国民年金法に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、①の額とする。

遺族の区分	年金額
① ②以外の者	死亡した配偶者の老齢厚生年金×3/4
② 老齢厚生年金等の受給者 (65歳に達している者に限る)	下記、イ又はロのうちいずれか多い額 イ. 死亡した配偶者の老齢厚生年金×3/4 ロ. (死亡した配偶者の老齢厚生年金×3/4) × 2/3 + 老齢厚生年金×1/2

### (2) 配偶者の死亡による遺族厚生年金の額の改定（法61条）

① 遺族厚生年金の受給権者が死亡した者の配偶者である場合であって、当該受給権者がその後65歳に達し、老齢厚生年金の受給権を取得した場合において、「遺族厚生年金の3分の2と老齢厚生年金の2分の1の合計額」に、当該老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

- ② 遺族厚生年金の受給権者の老齢厚生年金が退職時改定により改定されたときは、改定された後の老齢厚生年金の額をもとに、「遺族厚生年金の3分の2と老齢厚生年金の2分の1の合算額」を計算し、当該老齢厚生年金の額の改定された月から遺族厚生年金の額を改定する。

## 7. 妻に対する遺族厚生年金（平成19年4月1日施行）

### （1）30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の受給期間の見直し

#### 遺族厚生年金の失権（法63条）

遺族厚生年金の受給権者は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至った時は消滅する。

（1～4は省略）

### 5. 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める日から5年を経過したとき

イ 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を取得しないとき 当該遺族厚生年金の受給権を取得した日

ロ 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき 当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日

### （2）中高齢の寡婦加算の加算要件のうち妻の年齢要件の下限の引き上げ

#### 中高齢の寡婦加算（法62条1項）

- ① 遺族厚生年金（第58条第1項第4号（編注：長期要件）に該当することにより支給されるものであって、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満である者を除く。）の受給権者である妻であってその権利を取得した当時40歳以上65歳未満であったもの又は40歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であった者の子で国民年金法37条の3第1項に規定する要件に該当するもの（当該被保険者又は被保険者であった者の死亡後に同法第39条第3項第2号から第8号までのいずれかに該当したことがあるものを除く。）と生計を同じくしていたものが65歳未満であるときは、第60条第1項第1号の遺族厚生年金の額に同法第38

条に規定する遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）を加算する。

## 8. 離婚等をした場合における特例（平成19年4月1日施行）

### 基本的仕組み（法78条の2、法78条の3）

- ① 施行日（平成19年4月1日）以降に成立した離婚を対象とし、婚姻当事者の婚姻期間中の厚生年金保険の保険料納付記録を、離婚時に限り、当事者間で分割することが認められる。
- ② 按分割合は5割を上限とし、婚姻当事者間の協議で合意の上、定めることになるが、合意がまとまらない場合は、離婚当事者の一方の求めにより、家庭裁判所が分割割合を定めることができる。
- ③ ただし、離婚等をしたときから2年を経過したときは、当該離婚等をした場合における標準報酬の改定又は決定を請求することはできない。

### 法改正に伴う用語の解説

<p><b>&lt;第1号改定者&gt;</b> 分割を行う側の者、つまり対象期間標準報酬総額（対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額に当該者を受給権者とみなし、対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の総額）が多い者をいう。</p>
<p><b>&lt;第1号改定者&gt;</b> 分割を受ける側の者、つまり、対象期間標準報酬総額が少ない者をいう。</p>
<p><b>&lt;対象期間&gt;</b> 婚姻が成立した日から離婚が成立した日までの期間（婚姻の取消しをした場合には、婚姻が成立した日から婚姻が取り消された日までの期間）をいう。なお、<u>事実婚期間でも、第3号被保険者として認定された期間（事実婚第3号被保険者期間）に限り、対象期間に含める。</u></p>
<p><b>&lt;対象期間標準報酬総額&gt;</b> 対象期間に係る被保険者期間の各月の標準報酬月額（3歳に満たない子を養育する場合の従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）と標準賞与額の総額をいう。</p>

## 9. 併給の調整（平成 19 年 4 月 1 日施行）

### 併給の調整（法 38 条、法附則 17 条）改正

障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害共済年金を除く。）を受けられるときは、その間、支給を停止する。

老齢厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（遺族厚生年金（その受給権者が 65 歳に達しているものに限る。）を除く。）国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金及び遺族共済年金（その受給権者が 65 歳に達しているものに限る。））を受けられる場合における当該老齢厚生年金についても同様とする。

遺族厚生年金の受給権者が他の年金たる保険給付（老齢厚生年金（その受給権者が 65 歳に達しているものに限る。）を除く。）、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金（その受給権者が 65 歳に達しているものに限る。）、障害基礎年金（その受給権者が 65 歳に達しているものに限る。）並びに当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族基礎年金を除く。）又は他の被用者年金各法による年金たる給付（退職共済年金（その受給権者が 65 歳に達しているものに限る。）及び当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される遺族共済年金を除く。）を受けられる場合における当該遺族厚生年金についても同様とする。

## 10. 受給権者の申出による支給停止（平成 19 年 4 月 1 日施行）

（法 38 条の 2）

平成 19 年の 4 月から受給権者自らの意思で、その申出をした月の翌月から年金の支給停止を受けられることとされた。

## 1 1. 資格取得届等への年金手帳の添付の廃止等

(平成 18 年 10 月より)

改正前は、「事業主は、年金手帳を資格取得届に添えなければならない。」とされていたが、「事業主は、当該年金手帳を確認した後、これを被保険者に返付しなければならない。」とされ、資格取得届に年金手帳を添える必要がなくなった。(則第 16 条、則第 17 条)

## 1 2. 年金の金額等

平成 19 年度の年金の金額は、「法定額」及び「物価スライド特例措置による年金額」とともに平成 18 年度と同額とされた。

		法定額	物価スライド 特例措置の額
老齢厚生年金 の 加給年金額	配偶者・ 第 1 子・第 2 子	224,700×改定率	231,400 円×0.985 (227,900 円)
	第 3 子	74,900×改定率	77,100 円×0.985 (75,900 円)
配偶者 特別加算額	9.4.2～15.4.1	33,200×改定率	34,100 円×0.985 (33,600 円)
	15.4.2～16.4.1	66,300×改定率	68,300 円×0.985 (67,300 円)
	16.4.2～17.4.1	99,500×改定率	102,500 円×0.985 (101,000 円)
	17.4.2～18.4.1	132,600×改定率	136,600 円×0.985 (134,600 円)
	18.4.2～	165,800×改定率	170,700 円×0.985 (168,100 円)
障害厚生年金(1・2 級)の 加給年金		224,700×改定率	231,400 円×0.985 (227,900 円)
		74,900×改定率	77,100 円×0.985 (75,900 円)

障害厚生年金の最低補償額	$780,900 \times \text{改定率} \times 3/4$	$603,200 \text{ 円} \times 0.985$ (594,200 円)
障害手当金の最低補償額	$780,900 \times \text{改定率} \times 3/4$ $\times 2$ (1,167,800 円)	
遺族厚生年金に係る中高齢の寡婦加算額	$780,900 \times \text{改定率} \times 3/4$	$603,200 \text{ 円} \times 0.985$ (594,200 円)

### 13. 経過措置による国庫負担割合の変更

国庫負担割合の引上げに関しては、別に法律で定める年度(特定年度)前年度までの間における国庫負担は、基礎年金拠出金の額に 3 分の 1 に 1000 分の 25 を加えた率を乗じて得た額を負担することとされていたが、「3 分の 1 に 1000 分の 32 を加えた率」を乗じて得た額に改正された。

## 労務管理その他の労働に関する一般常識

### 1. 男女雇用機会均等法（平成 19 年 4 月 1 日施行）

#### （1）性別による差別禁止の範囲の拡大

- ① 男性に対する差別も禁止された（法 2 条）。
- ② 募集、採用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇についての女性であることを理由とする差別的扱いの禁止等を、性別的扱いの禁止とした（法 5 条、6 条、7 条）。
- ③ 配置に業務の配分及び権限の付与が含まれることを明記した。（法 6 条）
- ④ 間接的差別が禁止された。

#### （2）妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

妊娠、出産、産休取得・請求、母性健康管理措置を受けたこと、妊娠または出産に起因する能率低下等を理由とする解雇その他の不利益な扱いを禁止

#### （3）セクシャルハラスメント対策

- ① 改正前までは、配慮が求められてきたが、男女労働者を対象とする事業主の雇用管理上の措置義務となった。
- ② 調停など紛争解決援助の対象にセクシャルハラスメントを追加された。
- ③ 是正勧告に従わない企業名公表制度が追加された。

#### （4）母性管理措置

- ① 苦情の自主的解決、調停などの紛争解決援助の対象に母性健康管理措置が追加された。
- ② 是正勧告に従わない企業名公表制度の対象に母性健康管理措置が追加された。

#### （5）ポジティブ・アクションの推進

ポジティブ・アクション（男女間の格差解消のための積極取組み）を事業主が実施状況を公開するにあたり、国の援助を受けることができることとなった。

## **(6) 公表制度の対象の拡大 (法 30 条)**

厚生労働大臣がその違反に対し事業主に勧告した場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、これを公表することができるものとされる規定に、性別を理由とする差別の禁止、性別以外の事由を要件とする措置、妊娠・出産等を理由とする不利益扱いの禁止、職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に係る規定を加えることとされた。

## **(7) 過料の創設 (法 33 条)**

厚生労働大臣が事業主に対し、均等法に関する事項について報告を求めたにもかかわらず、事業主が報告しない又は虚偽の報告をした場合は過 20 万円以下の過料に処せられることとなった。

# 社会保険に関する一般常識

## 1. 国民健康保険法

- ① 国民健康保険組合会の決議に係る届出事項（平成 19 年 4 月 1 日施行）  
国民健康保険組合の合併による地区拡張に係る規約の変更は、都道府県知事への届出制とされた。（法 27 条 2 項、則 21 条の 2）
- ② 一定以上所得である 70 歳以上の被保険者についての一部負担金等を 10 分の 3 に引き上げた。（法 42 条 1 項）
- ③ 保険給付に関して、健康保険法と同様の改正が行われた。（法 36 条 2 項）
- ④ 保険財政共同安定化事業の実施  
国民健康保険団体連合会が市町村から拠出金を徴収し、市町村に対して政令で定める額以上の医療に要する費用を市町村が共同で負担することを伴う交付金を交付する保険財政共同安定化事業を、平成 18 年度から平成 21 年度までの間、実施することとされた。（法附則 16 条）

## 2. 老人保健法

### （1）一部負担金の割合の変更（平成 18 年 10 月 1 日施行）

現役並みの所得に係る一部負担金に関し、負担割合が、「100 分の 20」から「100 分の 30」に引き上げられた。また、負担割合が 100 分の 10 に軽減される基準収入が「621 万円（世帯に他の老人医療受給対象者がいない場合は 484 万円）未満」から「520 万円（同 383 万円）未満」に改正された。（令 4 条 3 項）

## (2) 高額医療費算定基準の引き上げ (法 46 条の 8、令 15 条)

(平成 18 年 10 月 1 日施行)

所得区分	高額医療費算定基準額	
	個人単位 (外来療養費のみ)	世帯単位 (入院療養を含む)
現役並みの所得者	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %
一般所得者	12,000 円	44,400 円
低所得者 I (市町村民税非課税者等)	8,000 円	24,600 円
低所得者 II	8,000 円	15,000 円

## (3) 入院時生活療養費、保険外併用療養費の改正

入院時生活療養費、保険外併用療養費の支給に関して健康保険法と同様の改正が行われた。(法 31 条の 2 の 2、法 31 条の 3 平成 18 年 10 月 1 日施行)

## 3. 船員保険法

### (1) 標準報酬等に関する事項 (平成 18 年 10 月 1 日施行) k

健康保険法と同様の改正が行われた。

標準報酬月額の上限及び下限にそれぞれ 4 等級が追加され、下限を第 1 級 (58,000 円)、上限を第 47 等級 (1,210,000 円) とされた。

また、標準賞与額の累計額が 540 万円とすることとされた。

### (2) 入院時生活療養費、保険外併用療養費の創設

(平成 18 年 10 月 1 日施行)

入院時生活療養費、保険外併用療養費に関して健康保険法と同様の改正が行われた。

### (3) 一部負担等 (平成 18 年 10 月 1 日施行)

現役並みの所得者に該当する 70 歳以上の者について、職務外の事由による療養の給付に係る一部負担金に関し、負担割合が、「100 分の 30」に引き上げることとされた。

#### **(4) 傷病手当金（平成 18 年 10 月 1 日施行）**

疾病任意継続被保険者に対する傷病手当金については、疾病任意継続被保険者の資格を取得した日から起算して 1 年以内に発した傷病に限ることとされた。（法 30 条）

#### **(5) 出産手当金（平成 18 年 10 月 1 日施行）**

疾病任意継続被保険者が分娩した場合及び疾病任意継続被保険者であった者が、その喪失した日から 6 月以内に分娩した場合に支給されていた出産手当金の支給が廃止された。（法 19 条の 3 第 4 項）

#### **(6) 葬祭料の額（平成 18 年 10 月 1 日施行）**

被保険者または被保険者であった者が職務外の事由により死亡した場合に支給される葬祭料の額が、「5 万円」に引下げられた。（法 50 条の 9、令 25 条）

#### **(7) 家族葬祭料の額（平成 18 年 10 月 1 日施行）**

被扶養者が死亡した場合に支給される家族葬祭料の額が「5 万円」に引下げられた。

## **4. 社会保険労務士法**

### **(1) 紛争解決手続代理業務の範囲の拡大**

**（法 2 条他 平成 19 年 4 月 1 日施行）**

社会保険労務士の業務のうち、紛争解決手続代理業務は、従来は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争調整委員会が行うあっせんの手続代理だけあったが、改正により、次の紛争解決手続代理業務が加えられた。

- ① 男女雇用機会均等法 18 条 1 項に基づいて紛争調整委員会が行う調停の手続の代理
- ② 都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争に関するあっせんの手続の代理
- ③ 個別労働紛争（紛争の目的の価格が 60 万円を超える場合には、弁護士が共同受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続であり、厚生労働大臣が指定する団体が行う手続の代理

## **(2) 特定社会保険労務士（平成 19 年 4 月 1 日施行）**

紛争解決手続代理業務は、紛争解決手続代理業務試験に合格し、社会保険労務士の登録にその付記をうけた特定社会保険労務士に限り、行うことができることとされた。（法 2 条 2 項）

## **(3) 紛争解決手続代理業務の内容（平成 19 年 4 月 1 日施行）**

紛争解決手続代理業務には、紛争調整委員会が行うあっせん及び調停の手続、都道府県労働委員会が行うあっせんの手続、厚生労働大臣が指定する団体が行う民間紛争解決手続について、相談、当該手続の開始から終了に至るまでの和解の交渉、当該手続により成立した和解における合意を内容とする契約の締結を行うことが含まれることとされた。（法 2 条 3 項）

## **(4) 社会保険労務士の権利・義務（平成 19 年 4 月 1 日施行）**

- ① すべての社会保険労務士は、その者が国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁について仲裁人として取り扱った事件に関しては、社会保険労務士の業務をおこなってはならないこととされた。
- ② 従来の「業務を行ない得ない事件」の規定は、特定社会保険労務士に限定するものとし、特定社会保険労務士は、その者が紛争解決手続代理業務に関するものとして関与した事件については、当該事件について事後における紛争解決手続代理業務を行うこととされた。（法 22 条 2 項）

## **(5) 社会保険労務士法人における業務の執行**

社会保険労務士法人は、特定社会保険労務士である社員（特定社員）がいる場合に限り紛争解決手続業務を行うこととされた。（法 25 条）

# **5. 児童手当法**

## **(1) 児童手当及び特例給付の額の引き上げ**

児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、1 万円に児童手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る支給要件児童のうち 3 歳に満たない児童の数を乗じて得た額とする。

## **(2) 拠出金率の引き上げ**

児童手当及び特例給付の額の引き上げに伴い、一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率が、「1,000 分の 0.9」から「1,000 分の 1.3」に引き上げられた。(平 19.3.31 政令 123 号)

## そ の 他

明治以来の監獄法が改められ、「刑事施設・受刑者処遇法」が平成 18 年 5 月 24 日から施行された。これに伴い、「監獄」が「刑事施設」に改められた。